

厚生労働省発子 0226 第 1 号
令和 3 年 2 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和 2 年度第 3 次補正予算分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和 2 年度第 3 次補正予算分）分）交付要綱」により行うこととされ、保育環境改善等事業については、令和 3 年 1 月 1 日から、保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業については、令和 3 年 1 月 28 日（第 3 次補正予算成立日）から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。